

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第70回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

令和2年9月24日（木）午後1時28分から午後1時58分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）垣内正

（委員）加城千波，片山直也，堀内成子，山上秀明

（庶務）塚田東京高裁総務課長，寺澤東京高裁総務課課長補佐

久保寺東京高裁総務課専門官

（説明者）小野寺東京高裁事務局長

4 議題

(1) 新委員の紹介

(2) 報告

ア 前回の議事要旨について

イ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

(3) 協議

ア 第95回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議内容報告

イ 令和3年4月期の弁護士任官候補者に関する情報の収集について

ウ 令和3年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の収集について

(4) 今後の予定等

5 議事

(1) 新委員の紹介

協議に先立ち、退任した曾木委員の後任として山上委員が紹介された。

(2) 報告

ア 前回の議事要旨について

庶務から、前回の議事要旨を確定し、ホームページに掲載したことが報告された。

イ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

庶務から、7月3日に開催された同委員会における審議結果の概要が報告された。

(3) 協議

ア 第95回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議内容報告

庶務から、9月7日に開催された指名諮問委員会においては、令和3年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集及び令和3年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について協議されたことが報告された。

イ 令和3年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集について

庶務から、令和3年4月期の弁護士任官候補者について説明があり、協議の結果、弁護士任官候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙1及び別紙2の各書式により裁判所及び検察庁に情報受付の周知を依頼すること、別紙3の書式により担当事件の相手方代理人である弁護士に情報提供を依頼すること、別紙4の書式により弁護士任官候補者に関する情報提供者の氏名等の提供を弁護士任官候補者に依頼し、これにより得られた情報提供者に別紙5の書式により情報提供を依頼することとされた。

なお、弁護士任官候補者に関する情報の受付期限は、10月16日（金）までとすることとされた。

ウ 令和3年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

庶務から、令和3年上半期の再任（判事任命）候補者について説明があり、協議の結果、再任（判事任命）候補者に関する情報収集については、別紙6及び別紙7の書式により、これまでと同様、対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされ、情報の受付期限については、10月16日（金）までとすることとされた。

(4) 今後の予定等

今回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した弁護士任官候補者及び再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめを行うこととされ、10月29日（木）午後1時30分より開催することとされた。

以 上

(別紙1)

令和2年9月〇日

東京高等裁判所長官 殿
〇〇地方裁判所所長 殿
〇〇家庭裁判所所長 殿
東京高等検察庁検事長 殿
〇〇地方検察庁検事正 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 垣内 正

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、令和3年4月に裁判官への任官を希望する下記1の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、貴庁所属の裁判官（検察官）に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記2の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件リストを送付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

〇〇弁護士会所属 ○ ○ ○ ○ (〇〇期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

令和2年〇月〇〇日（〇）まで（期限遵守にご協力願います。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書の宛て先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

【担当事件リストを添付】

(別紙2)

令和2年9月〇日

担当事件係属庁の長 殿 《担当事件係属庁別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 垣内 正

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、令和3年4月に裁判官への任官を希望する下記1の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者の担当事件リストを添付しますので、貴庁所属の当該事件担当裁判官に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記2の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

〇〇弁護士会所属 ○ ○ ○ ○ (〇〇期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

令和2年〇月〇〇日 (〇) まで (期限遵守にご協力願います。)

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当

する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書の宛て先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

【担当事件リスト中の係属事件を添付】

(別紙3)

令和2年9月〇日

弁護士 ○ ○ ○ ○ 殿 《担当事件の相手方代理人を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 垣 内 正

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、令和3年4月に裁判官への任官を希望する下記1の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては、任官希望者が担当した別紙の事件を通じて、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記2の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

〇〇弁護士会所属 ○ ○ ○ ○ (〇〇期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

令和2年〇月〇〇日 (〇) まで (期限遵守にご協力願います。)

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書の宛て先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

【各担当事件の係属裁判所名，事件番号等を添付】

(別紙4)

令和2年9月〇日

弁護士 ○ ○ ○ ○ 殿《任官希望者を記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 垣 内 正

裁判官への任官希望者の実情をよく知る者の氏名等の提供に
ついて (依頼)

この度、貴殿が令和3年4月に裁判官への任官を希望されたことに伴い、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、貴殿の弁護士活動の実情をよく知っている方に対し、当地域委員会において弁護士任官に関する情報をお伺いする必要があると思料しますので、お手数ですが、下記の例に該当するような弁護士(10人程度)の住所、氏名及び貴殿との関係を記載した書面を、〇月〇〇日(〇)《発出日から7日後を記載》までに、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長宛てに郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法により提出してください。

記

- 1 現在、弁護士事務所又は弁護士と雇用契約を締結している場合、当該事務所を経営する弁護士又は雇用者である弁護士
- 2 現在、弁護士事務所を共同経営している場合、共同の経営者(パートナー弁護士)
- 3 直近3年以内の主たる弁護活動において、共に活動したことがある弁護士
- 4 直近3年以内の弁護士としての公的活動において、共に活動したことがある
弁護士

文書の宛て先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

(別紙5)

令和2年9月〇日

弁護士 ○ ○ ○ ○ 殿

《任官希望者の弁護士活動の実情をよく知る者を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 垣 内 正

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、令和3年4月に裁判官への任官を希望する下記1の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記2の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

〇〇弁護士会所属 ○ ○ ○ ○ (〇〇期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

令和2年〇月〇〇日 (〇) まで (期限遵守にご協力願います。)

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参

する方法による。

文書の宛て先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

(別紙6)

令和2年9月〇日

東京高等検察庁検事長 殿

〇〇地方検察庁検事正 殿《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 垣内 正

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

令和3年上半期（令和3年1月から9月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴庁に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和2年〇月〇日（〇）まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響，プライバシーへの配慮，適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと，検察庁として所属する検察官からの情報を取りまとめることは相当ではないので，所属の検察官からの情報提供は，各検察官から直接，当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお，情報の提供に関する期限が確実に遵守されるよう，改めて注意喚起をお願いしたい。

(別紙7)

令和2年9月〇日

〇〇弁護士会長 殿《会長名も記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 垣 内 正

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

令和3年上半期（令和3年1月から9月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和2年〇月〇日（〇）まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生

じない情報を広く収集するという観点に照らすと、所属する会員からの情報提供は、各弁護士から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお、今般、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し、制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請があったので、併せて御配慮をお願いしたい。

おつて、情報の提供に関する期限が確実に遵守されるよう、改めて注意喚起をお願いしたい。

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第70回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

令和2年9月23日（水）午前10時00分から午前10時30分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）山野目章夫

（委員）北村篤，三枝康裕，杉原則彦，永井徹

（庶務）塚田東京高裁総務課長，寺澤東京高裁総務課課長補佐

（説明者）小野寺東京高裁事務局長

4 議題

(1) 報告

ア 前回の議事要旨について

イ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

(2) 協議

ア 第95回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議内容報告

イ 令和3年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の収集について

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 報告

ア 前回の議事要旨について

庶務から、前回の議事要旨を確定し、ホームページに掲載したことが報告

された。

イ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

庶務から、7月3日に開催された同委員会における審議結果の概要が報告された。

(2) 協議

ア 第95回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議内容報告

庶務から、9月7日に開催された指名諮問委員会においては、令和3年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集及び令和3年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について協議されたことが報告された。

イ 令和3年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

庶務から、令和3年上半期の再任（判事任命）候補者について説明があり、協議の結果、再任（判事任命）候補者に関する情報収集については、別紙6及び別紙7の書式により、これまでと同様、対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされ、情報の受付期限については、10月16日（金）までとすることとされた。

(3) 今後の予定等

今回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめを行うこととされ、10月30日（金）午前10時00分より開催することとされた。

以上

(別紙6)

令和2年9月〇日

東京高等検察庁検事長 殿

〇〇地方検察庁検事正 殿《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 垣内 正

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

令和3年上半期（令和3年1月から9月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴庁に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和2年〇月〇日（〇）まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響，プライバシーへの配慮，適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと，検察庁として所属する検察官からの情報を取りまとめることは相当ではないので，所属の検察官からの情報提供は，各検察官から直接，当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお，情報の提供に関する期限が確実に遵守されるよう，改めて注意喚起をお願いしたい。

(別紙7)

令和2年9月〇日

〇〇弁護士会長 殿《会長名も記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 垣内 正

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

令和3年上半期（令和3年1月から9月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和2年〇月〇日（〇）まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生

じない情報を広く収集するという観点に照らすと、所属する会員からの情報提供は、各弁護士から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお、今般、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し、制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請があったので、併せて御配慮をお願いしたい。

おって、情報の提供に関する期限が確実に遵守されるよう、改めて注意喚起をお願いしたい。